

三河縣地三具あり金控 山形縣地三具あり
三年六月廿七日御筆山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

田沼邸以文庫の山形籍と形府移る 山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

極多尊孫室永三年四月二日從一位是の二位孫多尊孫嘉保二年十月西九月八
日十六年九月廿七日二應入實保元年二月廿八日不於て 豐津八月廿八
日増上寺山出棺是日以葬送

有章院殿御世 家継公の事 文昭院教正三男山母貴公勝田傳後由

受養妹 隆の御孫孫由壽典子女於嘉代後方系方 文昭院教正三男山母貴公勝田傳後由

三月於西九月廿三日 山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

山形縣の山形府成る今新山形府と稱するとの事十九日櫻

